

農林委員会 議録 第二十四号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)

午後二時二十四分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 足立 篤郎君 理事 平野 三郎君

理事 金子與重郎君 理事 足鹿 覺君

理事 佐竹 新市君 理事 安藤 覺君

小枝 一雄君 佐藤善一郎君

福田 喜東君 松野 頼三君

松山 義雄君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 井谷 正吉君

芳賀 賢君 川俣 清吉君

杉村沖治郎君

出席政府委員

農林事務官 平川 守君

(農地局長) 農林事務官 塩見友之助君

(農業改良局長) 農林事務官 大坪 藤市君

(畜産局長) 農林事務官 寺内 祥一君

(養蚕局長) 委員外の出席者

農林事務官 昌谷 孝君

(畜産局長) 専門員 難波 理平君

(養蚕局長) 専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

七月二十四日

委員稻富稜人君辞任につき、その補

欠として杉村沖治郎君が議長の名指

で委員に選任された。

七月二十三日

京都府下の農業災害対策確立に關す

る請願(大石ヨシエ君紹介)(第五三

〇二号)

居辺無水地帯開発促進に關する請願

(本名武君紹介)(第五三〇三三三)

配給米増配の請願(飛鳥田一雄君紹

介)(第五三〇四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

有畜農家創設特別措置法案(内閣提

出第一五一号)

〇井出委員長 これより會議を開きま

す。

有畜農家創設特別措置法案を議題と

いたし、質疑に入ります。芳賀賢君。

〇芳賀委員 昨日の私の質疑は、生産

界に対する買入れの方法について、最

も合理的な、しかも適正、低廉な価格

で家畜を導入するような方法について

局長にただしたわけでありましたが、ど

ういうような組織形態で局長は、今後

これらの目的が達成できるような方途

を講ぜられるか、その点についてまだ

十分でない点があつたので、その点を

お伺いしたいと思います。

〇大坪政府委員 ただいまの御質問で

ありますが、先ほど申し上げましたよ

うに、ある県に多数の県から殺到いた

しまして、その供出県の家畜の価格を

つり上げるといふことのないように、

政府で供出したします県と導入いたし

ます県と、それ、各県ごとに結びつ

けてまして、無理のない数量で買いつ

て行く、こういうような措置をとつて

参りたい、かように存じておるのであ

ります。

〇芳賀委員 そういう場合系統団体、

いわゆる協同組合の連合会等の機能を

最高度に活用するといふようなお考え

はないのでありますか。

〇大坪政府委員 できるだけ秩序ある

購入方法が家畜をスムーズに導入でき

る、また価格につきましてもそれが正

常な価格を生むといふような結果に相

なると思ひますので、できるだけ連合

会あるいは単位協同組合、こういうも

の共同購入といふことにつきましても

考慮をして参りたい、かように存ずる

のであります。

〇芳賀委員 次にこの法律案は融資並

びに損失補償の指定を示しておるわけ

でありますけれども、昨年度において

でも系統組織がこの資金を必要とした場

合において、經理内容が不備であると

いふような理由で、申請組合のうち九

十七組合くらいはその対象から除外さ

れたような事実があるわけでありませ

が、このような情勢で行きますと、再

建整備組合等の適用を受けておる新組

合等において、有畜農家の導入を積極

的に行いたいといふような計画を持つ

た場合においても、それらの資格から

漏れるといふようなおそれが多分にあ

ると思ひますけれども、これらの救済

に對してはどういふふうに考へておら

れるか。

〇大坪政府委員 家畜を導入する意欲

がありましても、協同組合の資産内容

が金融機関から見ても悪いような場合に

おきましては、せつかくの有畜農家創

設資金を割当てましても導入できない

ような事態が起きて参ることをおそれ

まして、今回は府県が金融機関に損失

を補償した場合にはその三〇%までの

うち半分を政府が補助をするといふこ

とにいたしまして、金融機関ができる

だけ安心をして融資ができるような措

置を本法によつてとるようにならして

おる次第であります。

〇芳賀委員 続いてお伺いしたい点

は、昨年からの有畜農家創設の事業が開

始されておられますけれども、この一年

間を通じて、まだ年月が浅いからはず

きり現われておらないであらうけれど

も、どういふような実効があつてお

るか、どう考へておられますか。

〇大坪政府委員 昨年も約二十二億、

これに對しまして希望は全体を通じま

して約二倍半ほどあつたのでありま

す。本年も各県こぞつて本資金を要望

いたしております、二十二億ではど

うしてもまかない得ないといふような

実情にあるのであります。二十九年度

におきましては、できるだけ財政当局

と折衝いたしまして、その金額を多く

して参りたいと思つておるのでありま

すが、この措置によりまして相当家畜

が無家畜農家に対して導入でき得

るものと信じておる次第であります。

〇芳賀委員 私のお伺いしたい点は、

日本の無畜農家に対して牛や馬を与え

ることであつてはならぬといふことな

のであります。それで結局、たとえば

酪農の振興等の面に對しても、はたし

てこれが農家の経済を安定向上させ、

またそれが国民経済の面に對しても至

大なる貢献をなすといふような、そう

いふ方向について第一歩を踏み出した

ような態勢にあるかどうかといふこと

を聞いたわけであります。

〇大坪政府委員 家畜の導入につきま

して、それが農業と一体になり、農業

生産力を増加するよるな態勢のもとに

導入しなければならぬといふ御意見

につきましましては、私もまづたく同感

に存じておる次第であります。ただ

単に家畜を導入するといふことではな

し、農業経営と結びたり結びつきまし

て、家畜を導入したことにによりまして

農業生産力を上げ、かつはまた農家の

経営面にもプラスになる、農家に對し

ましてできるだけこういうような導入

をして参りたいと思つておる次第であ

ります。

〇芳賀委員 次に有畜農家創設事業の

発展によつて、いろ／＼な影響が出て

来ると思ひますが、たとえば昨日の当

委員会におきまして、農業機械化促進

法といふものが通過しておるわけであ

りますが、こういう場合において、農

業の生産性を効率化する場合において

は、かつては畜力等を主体としてその

ことを考へて来たわけでありましたが、

それが今度は小型牽引車あるいは自動

耕耘機といふような形に發展して行く

場合に、役馬であるとか役牛である

とかいふものが、十箇年計画でだんだ

んふえて行く、一面においては機械化

が進行して行くという場合において、
どういふような状態が出て来るか、そ
ういふことについてはいかなる見通し
を持つておられますか、伺いたい。

○大坪政府委員 農業の機械化促進と
この有畜農産の問題であります。こ
れにつきましては、今後いろいろと
複雑な問題が起きて来ると思つてあ
ります。機械化促進は、私は必ず
しも家畜の導入を拒否するといふこと
にはならないのではなからうかと存す
るのであります。と申しますのは、農
業の立地条件によりまして、あるとこ
ろは、機械化が可能であります。が、
あるところは不可能である、不可能と
までは言わないにいたしても、相当困
難であるといふような事情のところは
相当あると思つておられます。家畜
を飼育することによりまして、一面に
は人間の労働力を節約いたしますと
も、土地そのものを改良いたしまし
て、土地に投資するといふような意味
から、どうしても家畜を飼育いたしま
して、それによつて土地の改造とい
うものが今後の農業の発展上、ぜひとも
必要ではないかと思つておられます。機
械化促進は必ずしも家畜の導入を拒否す
るものでないのではなからうか、かよ
うに存じておる次第であります。

○芳賀委員 そういふ点について、私
は相当基本的に見解を異にしておるも
のでありますけれども、ここではそう
いふ論議をすることを避けまして、た
とえば一例をとつて、乳牛を主体とし
て考えた場合にも、現在の国内におけ
る乳牛の頭数は大体二十七万六、七千
頭ありますけれども、これが創設事業
の十箇年後は五十万頭くらいふえる
といふことになるわけでありまして、そ

ういふことになりまして、現在の約三
倍くらいに乳牛がふえて来るというこ
とになりますけれども、問題は乳牛が
ふえるといふことは、必然的に生産乳
量が増大するといふことになるわけ
であります。それらは国民生活の上に対
しても低廉なる乳製品あるいは生乳を
提供できるという条件の中に置かれる
とともに、もう一つはこれが農業経営
の中においても、相当主体的に重要な
安定の役割を果すといふことに、両
相またなければならぬと思つてわけ
あります。現在の傾向をみると、た
だ単に乳牛をふやす、頭数をふやすと
いうことに重点が置かれて、それでだ
んだん頭数がふえて乳の生産量が高ま
つて来る。それをどういふふうにか
するかとこの点については、具体的な
計画がまだ十分でないといふふうにか
考へておるわけでありまして、その
点については、これに即応して、これ
と並行してどういふような具体的な計
画を持つておられるか、お伺いいたし
たいのであります。

○大坪政府委員 酪農の振興は有畜
農の中では最も効果的であり、農家
にとりましては現金収入の道を与える最
もよい事業であると思つておるので、今
後できるだけ酪農の振興に尽力いたし
たいと思つておるのであります。とこ
ろで現在のところ消費が非常に勢い
もつて増加いたしておられるので、
当面のところはそう大した心配はない
のであります。今後これが相当な
勢いをもつて増加いたしました場合
に、ただいま御意見のありましたよう
なことが当然問題になつて来ると思
つておられますが、その点につきま
して畜産局といたしましては、経済課を

設けまして、経済課で目下慎重に検討
いたしておるのであります。できる
だけ実情に即し、生産者は適切な価格
で売却ができ、消費者はできるだけ安
い価格で購入ができるような態勢を、
早くつくりたいと思つておる次第であ
ります。

○芳賀委員 一例を東京都周辺にとつ
ても、大体この周辺の生産される生乳
の生産者価格は一升五十六円程度であ
ります。それが家庭に流れて来るこ
ろの市販の価格は、一合十六円くらい
するわけでありまして、そうすると大体
生産者価格の三倍くらいで消費者のと
ころに流れておる。その間にござら
ぬにむずかしい加工の工程等はいら
ないわけでありまして、おそろしく
コストの面においても非常に大きな差
がある。どういふ現象について、具体的
にこれらの内容を分析されたようなこと
があるかどうか、お伺いいたします。

○大坪政府委員 中間マージンが多い
のじやないかというところはよく言わ
れておる問題であるのであります。こ
れをいかにして減少せしめるかとい
うことが、私も研究の中心点になつて
おるわけでありまして、戦前の状態に
比べますと、数字的に見ましても中間
経費の方が戦前以上になつておる、か
よいな事情のようでありまして、大体
生産者一、メーカー一、小売業者一とい
うような大体の傾向をたどつておるの
であります。戦前はその割合が生産
者手取りの分が多少多かつたようであ
ります。なぜそうなつたか、また今後
いかにすればその点が是正できるか
といふことにつきまして、いろいろと検
討いたしておる次第であります。

○芳賀委員 これは今後に残される非
常に大きな問題であると思つておる
局長の言われるように検討の時代であ
つて、何ら具体的にどうしたらいいか
といふような構想は、まだ全然ないの
でございませうか。

○大坪政府委員 検討中でありま
して、できるだけ早い機会に案をつくり
たい、かように思つておる次第であ
ります。

○芳賀委員 今の問題は、確安のコ
ストを調べるように、それほど複雑怪
奇な問題ではないので、特に消費者大
衆に生産者から安い乳が出て、それが中
間マージンとかがいろいろ正常ならざる
形において高い牛乳が家庭に提供され
ておるといふような矛盾を、一日も早
く解決して、この差というものを圧縮
して、もう少し生産者に対しても生産
費を償うような乳価、消費者に対して
も、一般家庭においてそれが十分消化
できるような価格に圧縮する必要がある
と思つておるわけでありまして、この
点が解明されない限り、有畜農家の事業創設
といふものは、将来伸びて行くことが
できないと思つておる次第であります。

もう一つ次に申し上げたいことは、
現在政府は、酪農の集約地区をつくる
といふような計画を逐次進められて、
今年度はその第一段階として、岩手県
あるいは八ヶ岳山麓方面に大規模の試
みを行うように考えられておるわけ
であります。大体私の承知するところ
によると、一地区に五千頭くらいの集
約地区を設けて、そうして乳の産量が
一日大体百五十石、それから地区の半
径といふものは、大体夏は搾乳時間二
時間くらいの範囲を一応地区の区域と
するといふようなことになる、半径
五十キロないし六十キロの範囲で、五

千頭の集約酪農地帯を設けるといふよ
うな計画であるといふふうにか考へま
す。なおこれに付随して、生乳工場
あるとか集乳場が附帯して設置される
わけでありまして、これらのことは構
想としては非常に雄大であり、けつこ
うでありますけれども、わが国の国内
において、どういふような適当なる候
補地が、大体全国的に見てどのくら
いあるかといふことはすでに調査済み
と思つておる次第であります。この
点をお聞きいたしたいと思つてお
ります。

○大坪政府委員 ただいま御意見の
ありました集約酪農の問題でありま
す。私も予算面上申しております
集約酪農は、濠洲その他から新品種
としてのジャージーを導入いたしまし
て、これを農家に貸付けました酪農を
振興するといふ施設であるのであり
ます。一方御承知のように、現在わが
国の牛乳その他の中間経費が相当か
つておられます。乳牛の飼養密度が非
常に薄い、従つて集乳費なりその他の
加工費の経費がかさむ事情があるの
であります。できるだけ集約的に、集
約的に乳牛を飼育をして参るといふ
ことが、どうしてもその面からも必要
なのであります。従つてこれは原料牛
として参りたい。従つてこれは原料牛
としてのジャージーばかりでなく、従
来飼育しておりましたホルスタイン
につきましても、そういうような集約
的な地区を設定して参りたい、か
ように存じておられます。しからば
そういう原料牛としてのジャージーの
適地を全国大体何箇所設定するか、
また市乳原料としてのホルスタイン
の集約酪農地区

千頭の集約酪農地帯を設けるといふよ
うな計画であるといふふうにか考へま
す。なおこれに付随して、生乳工場
あるとか集乳場が附帯して設置される
わけでありまして、これらのことは構
想としては非常に雄大であり、けつこ
うでありますけれども、わが国の国内
において、どういふような適当なる候
補地が、大体全国的に見てどのくら
いあるかといふことはすでに調査済み
と思つておる次第であります。この
点をお聞きいたしたいと思つてお
ります。

○大坪政府委員 ただいま御意見の
ありました集約酪農の問題でありま
す。私も予算面上申しております
集約酪農は、濠洲その他から新品種
としてのジャージーを導入いたしまし
て、これを農家に貸付けました酪農を
振興するといふ施設であるのであり
ます。一方御承知のように、現在わが
国の牛乳その他の中間経費が相当か
つておられます。乳牛の飼養密度が非
常に薄い、従つて集乳費なりその他の
加工費の経費がかさむ事情があるの
であります。できるだけ集約的に、集
約的に乳牛を飼育をして参るといふ
ことが、どうしてもその面からも必要
なのであります。従つてこれは原料牛
として参りたい。従つてこれは原料牛
としてのジャージーばかりでなく、従
来飼育しておりましたホルスタイン
につきましても、そういうような集約
的な地区を設定して参りたい、か
ように存じておられます。しからば
そういう原料牛としてのジャージーの
適地を全国大体何箇所設定するか、
また市乳原料としてのホルスタイン
の集約酪農地区

千頭の集約酪農地帯を設けるといふよ
うな計画であるといふふうにか考へま
す。なおこれに付随して、生乳工場
あるとか集乳場が附帯して設置される
わけでありまして、これらのことは構
想としては非常に雄大であり、けつこ
うでありますけれども、わが国の国内
において、どういふような適当なる候
補地が、大体全国的に見てどのくら
いあるかといふことはすでに調査済み
と思つておる次第であります。この
点をお聞きいたしたいと思つてお
ります。

を何箇所設定するか。それにつきま
して目下調査をいたしておるのでありま
すが、大体四十箇所くらいはそういう
地点が可能ではないか、かように一応
考えておきます。

○芳賀委員 集約的な酪農地区の建設
は、これを行わなければならないとい
うことは、だれしも同意できること
でありますけれども、ここに問題が一つ
あるのであつて、たとえばこの生乳の
処理をどういふような資本形態でや
つて行くかということが問題になるわ
けであります。現在においては、おそ
らく明治とか森永、この二大乳業資
本が、ほとんど全国の酪農の面を支配
しているような実力を持つておるわけ
でありますけれども、これらに対して、
どうして酪農農民を守りながら、しか
も国民生活の安定に寄与するかとい
う根本的な問題が出て来なければなら
ぬと思ひますけれども、こういうよう
な独占化されようとするところの乳業
資本に対して、今後政府はどのように酪
農農民を保護して、これに取替されな
いようにするかという、そういう基本
的な考え方をお伺いしたいのでありま
す。

○大坪政府委員 乳牛は主として農家
が飼育いたしますので、農家の生産
いたしました牛乳は、農家の手で処理
する、つまり農業協同組合系統機関を
もつて処理するということが望ましいこ
とでは、これは私が申し上げるまでも
ないと思つておりますが、現実の問題
といたしまして、なか／＼そういうふ
うな事情には参つておらぬというの
であります。その点はだいたいお話の通
りであります。しからば今後その点に
ついてどういふ調整をとつて行くかと

いう問題になつて来るのであります
が、その点につきましても、でき得る
ことならばそういうふうな適当な府県
なり、あるいは地区なりに適当な機関
をつくりまして、調停なりあるいは備
格の協定についての参加なり、そうい
うような機関をつくつてはどうかと考
えて、目下その点を研究しておるよう
な次第であります。

○芳賀委員 この点は非常に重大な問
題であつて、明治、森永の乳業資本の
独占化に対する対抗手段というものが
、当然確立されて行かなければなら
ぬと思つておられます。それにはど
うしても生産者団体にも少し力をつ
けて、それらの協同化された組織の経
済力と生産力がマッチするようにな
る中において、これらの巨大資本に対抗
できるような形を育成するという決
意を、ぜひ政府に表明してもらいた
いわけなんです。その決意のほどを聞
かしていただきたい。

○大坪政府委員 たいだいまの御意見
の点は、今後日本の酪農が振興する
かしないかという非常に重大な問題の
ポイントの一つになつておるので、そ
の点につきましても、私も全力を
上げてい／＼な方面の御協力を得ま
して、すつかりました、しかも強力な機
構をつつて参りたい、かように存ず
る次第であります。

○芳賀委員 最後に、昭和二十九年
度の予算の編成の時期もだん／＼迫つ
ておるわけでありまして、明年度予算
編成の中において、この種事業の進展
のために、どういふような積極的な対
策を講じようとするか、その御意図を
承知したいのであります。

○大坪政府委員 本法に直接関連した
しりました施策をいたしましては、本年
二十二億認められておる数字につきま
して、これをできるだけ増額いたしま
すことが一つ、もう一つは、外国か
ら購入するジャージーその他の乳牛に
つきまして、これを現在の実数の三倍
近くまで持つて行きたい、そういう構
想のもとに財政当局と折衝いたす予定
でおります。

○平野委員長代理 川俣清音君。
○川俣委員 今同僚芳賀委員から適切
な質問がありましたので、芳賀委員の
質問と重複しないように、数点お尋ね
したいと思ひます。

政府が昨年の六月に農林次官通牒
で、有畜農家創設要綱というものを
出しておられますが、これと本法との関
係はどうなつておるでしょうか。おそ
らくこの有畜農家創設要綱に基いて、
有畜農家創設特別措置法というものが
生れて来たと思つておるのですが、どう
いう関連になつておりますか。

○大坪政府委員 有畜農家創設要綱を
基本にいたしまして、その発展した
形が本法ということになるわけであ
ります。

○川俣委員 そういたしますと、この
創設要綱に基いてすでに通牒を發して
それ／＼の処置をとつておられるので
ありますが、それでは不十分だとい
うことでこの法案を出されたのですか。
法制化する必要がどこにあるのか、そ
れを伺いたす。

○大坪政府委員 本法の内容は、まず
第一は、政府が有畜農家を創設するに
必要なる資金のあつせんをすること、
もう一つは五分の利子補給をいたしま
すこと、もう一つは、府県が損失補償
をいたしたした場合にその半額を補助

すること、一つは、県が県費をもつて
家畜を購入いたしまして農民に貸付
しました場合には、これについて五分の
利子補給をすること、それから有畜
農のために外国からジャージーを購買
して来た場合には、これを無償または
低い価格で貸付けるというふうな、こ
の五つの項目を含んでおるのでありま
す。そのうちどうしても法律を必要と
いたしますのは、いわゆる損失補償の
点でありまして、これにつきましても、
資産内容の悪い組合に対して金融機関
が貸し渡すおそれがあるという、前
年度も約百件近いそういう例がありま
すので、こういうふうな例があること
を補償をする。それに対して國が半
額の補助をする。この措置はどうして
も必要な法律事項でありまして、そ
のためにほかも含めまして本法を提出
いたした次第であります。

○川俣委員 今局長の御説明によりま
すと、損失補償以外は大体行政的に
処置できるという御説明のようであ
りますが、それではなぜ損失補償だけ
特別立法になつたかといふと、こ
れは損失補償に伴つて法律を整備して
行くことが必要だ、こういう観点であ
るようであります。そういう観点で
ば、行政面でもできることをわざ／＼法
律にしなければならぬといふ根拠
は、損失補償の問題だけのようには
思つておられないのですか。今までの要綱
を見ますと、大体こういうことをや
つておられたのでありますから、その
上この法律がどうしても必要だとい
ふ説明には受取りがたいのですが。

○大坪政府委員 有畜農家創設の事業
は、今後のわが國の農業にとりま
して、極めて重要な、また意味のあること
であるのであります。これに對しま
して、政府がある程度期間を限りま
して、經常的に一貫した方針を持つて進
みますためには、どうしても一つの
制度を制定して、國の意思として
法律を制定しておく、こういうふう
な意味合いがおもなる眼目であると思
つております。

○川俣委員 こういうことは、行政措
置としてやることはとく永久性を欠
くおそれがあるし、またこういう有畜
農家というものは、一片の行政措置で
は非常に不安定であるので、本来の有
畜農家の創設には不十分である、こ
ういふふうなお説であります。そうい
う意味であれば、本法を提出された理由
がはつきりするものであります。

〔平野委員長代理退席、委員長着席〕
ただ問題は、次官通牒の場合には、定
義の中に、法文化された以上に、乳
牛、殺肉用の馬、めん羊、やぎ及び豚
まで入れてあるわけですから、ところ
がそれ／＼大規模に持つて行かれるとい
う、今度は「家畜」とは、牛、馬及び
めん羊をいい、と大分縮小して
わけですね。大体行政の方で縮小し
て、法律の方で拡大されて行くとい
う傾向があればこれはまた別でありま
すが、本法の目的を大いに宣伝しなが
ら、行政措置のものより定義をだん
だんつづめておるわけですか。この理由
はどこにあるのですか。

○大坪政府委員 やぎ並びに豚につ
きましても、政府がいたしましては、こ
れをできるだけ導入しますように、

今後とも資金のあつせをいたして参りたいと思つておるのであります。ただやぎ並びに豚につきましても、非常に回転率が早いために、金融機関といはしましてはそれを対象にして貸付しますることがなかく困難であります。その点、もう一つは、金額が非常に少額になりますので扱いきれないというふうな関係で、本法から一応除外してあるのでございしますが、この二つにつきましても、要綱の精神にのっとりまして政府といたしましては措置して参りたい、ただ法律として国が今後行つたりこういう計画をもつてやつて行くんだというところにつきましても、馬、牛及びめん羊、この三者に一応限定したい、かようなわけでありませぬ。

○川俣委員 そうするとおかしいです。最初は有畜農家創設要綱に基いて、これを法制化して行く必要がある、こういう御説明でいながら、その要綱の中にあつたやぎ及び豚をとつてしまつたといふことは、おそろく予算上からこういうものになか／＼資金がまわらないという説明でありませぬ。ならば、一応これも了解できるのです。ところが一方は、法律の中に、「政府は、予算の範囲内において、」こういうことになつておられますから、入れておきましても、予算の範囲内で処置できるはずで、要綱を出されておきながら、わざ／＼抜いた意味がまだ私どもに納得できませんが、もう一度この点について御説明願ひたい。わざ／＼通牒を出しておきながら、この通牒と法律案とが相合っていない点でどうも解せないであります。

○大坪政府委員 昭和二十七年つまり要綱を制定いたしましたときも、豚並びにやぎにつきましては利子補給をいたしておりませぬ。つまり一応金融のあつせんにつきましては努めますが、これについて利子補給という措置はとつていないのでありまして、その要綱の通りこの法で実施して参るといふ結果になるわけでありませぬ。

○川俣委員 私は別にこの要綱通りにかえなければならぬというふうな主張しておるのではなくて、要綱をもつてこれを法制化するといふのであります。要綱ならば、やはり三条の規定があるから、これをいれてもちつともさしつかえないじやありませんか。さしつかえがあるという説明にはちつともならぬ。障害になるという説明には十分だと思ふ。要綱そのまゝ本法に移しませぬ。一向さしつかえないじやないか。三条の資金のあつせんにだけにとどめるというのであれば、それでさしつかえない。要綱がその通りでできておられますから、そのまま法文の上に移して行つてしからるべきだと思ふが、わざ／＼削除された理由はどこにありますか。

○大坪政府委員 利子補給も損失補償も要綱のときからやつておりませぬ。それは本法といたしましては必要ないといふようなことに相なるのじやないか、かように存じます。

○川俣委員 これは法文の解釈から見ましても、やぎと豚は三条だけの適用にとどめることも、行政上もつとも困難ではない。どうせ四条の予算の範囲内にとどめることになつて、この三条と四条との関係から見ましても、やぎ及び豚については三条だけに適用させるということは決して困難ではないと思ふ。そういういたしますと、有畜農家なん

て大きな見出しをつけて、しかも宣伝をしておきながら、わざ／＼減らす意味がわからぬ。もつと拡大いたしました。これは有畜農家となつておられますから、別であります。むしろ家畜をも加えて、総合的な有畜農家といふものを考える必要があるのじやないかと思ひますが、これを抜かれた理由はどこにあるのですか。広い意味の有畜農家といふと家畜も入るのですが、家畜は別に考慮する必要がないといふことであつたのかどうか。

○大坪政府委員 政府で利子を補給し、また損失補償契約を締結する対策をいたしまして、家畜は金額が非常に小額であり、また回転率も早い、こういうふうなわけで、これにつきましても、そういうふうな措置がなか／＼とりにくいといふような意味合いにおきまして削除したのであります。

○川俣委員 一応説明がなつておるようですけれども、回転率が早いといふことは説明の通りであります。しかしながら、やぎ及び豚にいたしましては、家畜にいたしましては、将来やはり品種の改良と申しますか、優良品種を導入して参らなければ発展できないのであります。これについてはどうして資金の融資が必要であるかと思ふ。そういう意味で、家畜試験場等に

○大坪政府委員 政府といたしましては、大動物のみならず、中小動物につきましてもできるだけこれを振興して参りたい、かように存じておられますので、資金のあつせん、その他中小動物の振興に必要な措置はできるだけ講じて参りたい、かように存じておられます。ただ利子補給を、損失補償契約を結びます対象といたしましては、あまりにも一件金額が小さくなりまして、件数だけ多くて事務処理上も非常に困るといふような事情もありまして、一応本法から削除したような次第であります。

○川俣委員 それでは次に移ります。芳賀委員から質問があつたように、これらの家畜が高くなるために有畜農家の発展が阻害される面と、こういう家畜が非常に高騰することによつてなお飼育が盛んになるというのと二つあると思ふのです。たとえば乳牛のやうなものが非常に高くなつて参りますと、採算割れをいたしまして、非常に苦しくなることが考えられる。ところが豚であるとか、あるいは役牛のやうなものは、高くなることによりまし

て、むしろ盛んになる。安くなつたらだん／＼減つて来る。むしろ高くて買ひにくいといふやうなときの方が御承知の通り盛んになつて来るわけでありませぬ。値段が下つて来るとむしろこれはだん／＼減つて来るやうな傾向にあるわけですが、一概にこういうもの、高くなるからいかぬのだというやうな考え方を持つておられるのかどうか、この点を伺ひたい。

○大坪政府委員 ただいま御指摘の点はまことに同感でありまして、動物の種類により、また地方により、価格が上つた場合には増加し、下つた場合には減少する、またその逆の傾向をなしている、こういう点は、まさに御指摘の通りであると思ふのであります。しかしながら、少くともこの基本要綱によつて無畜農家に導入して参る動物につきましても、できるだけ農家が導入し得ないやうな価格にならないやうに政府として指導して参りたい、かように思ひます。

○川俣委員 乳牛等につきましては御説の通りでありますけれども、他の馬あるいは役牛については、高くなるやうなことをおそれて抑制するやうなことになるかと、かえつて制約を受けますと、有畜農家の創設の目的が達成できないやうな結果になりはせんかといふことを憂へての質問でございませぬ。もつと盛んにするために、乳牛及び役牛にいたしましては、飼料に対する処置、いわゆるふすま等の飼料の手当が十分でなければ、いかに宣伝をいたしまして、なか／＼これに伴つた有畜農家が生まれて来ないわけでありませぬ。またたまく／＼できまして、こういう飼料難から手離さなやならぬ

て、むしろ盛んになる。安くなつたらだん／＼減つて来る。むしろ高くて買ひにくいといふやうなときの方が御承知の通り盛んになつて来るわけでありませぬ。値段が下つて来るとむしろこれはだん／＼減つて来るやうな傾向にあるわけですが、一概にこういうもの、高くなるからいかぬのだというやうな考え方を持つておられるのかどうか、この点を伺ひたい。

よるな状態が起ることは、局長すでに御存じの通りです。飼料対策として、どのような措置を講じられるつもりであるか。この計画と飼料とは相関連しておりませんと、この計画は成り立たないと思うのであります。けれども、この点についての御見解を伺いた

○大坪政府委員 家畜の飼料が入手が困難であつたり、あるいは価格が高かつたりいたしました場合には、かえつて家畜の飼育が採算割れになる、これはまことに御意見の通りであるのであります。御承知のように、飼料につきましては、自給飼料と購入飼料とあるものであります。政府といつたしましては、できるだけ自給飼料の増産をはかつて行きたい。集約的に家畜を導入するといふ考え方につきまして、自給飼料の入手の非常に容易な地帯に集約的に自給飼料の増産施設を集中いたしまして、自給飼料の割合をできるだけ高くして行く、こういうような措置をとつて参りたい。これにつきましては、牧野の改良あるいは草地の改良、こういうような草資源の開発並びに飼料作物、こういうものの増産をはかつて参りたい、かように存じておる次第であります。

次に濃厚飼料と申しますか、購入飼料につきましては、今年の三月一日より飼糧需給安定法が実施されて、政府におきまして、本年度は飼料審議会の議決を経まして、二十七万トン外国から購入いたしました。これを農家飼育者に配給をする、こういうふうなかつつに相なつておるのであります。この飼糧需給安定法の運用によりまして、採算割れの価格にならないよ

うに政府といつたしましては措置して参りたい、かように存じておる次第であります。

○川俣委員 飼料について局長の説明があつた通り、濃厚飼料と申しますか、購入飼料につきましては、飼糧需給安定法もありません、それで処置をされることでありませうが、この点もなか／＼十分でないと思つて、この法案を出すと同時に、これらに対する対策がうらはらになつておりませなければ、ただ単なる一片の法律によつては、なか／＼この法律の目的が達成できないと思つてございませう。そうした半面に、それと相関連いたしまして、自給飼料のサイロに対する手当と申しますか、やはりこれと同じように、遅れておりまする地方にサイロの奨励あるいは融資あるいは補助等をお考えにならないか、これらに對する御見解を伺いたい。

○大坪政府委員 畜産を効率的に行つて参りまする場合に、どうしても最後にぶつかる問題はサイロの建設であるのであります。サイロの建設は、特に乳牛などを飼養いたします場合には絶対に必要な条件であるのであります。従つて政府といつたしましては、これを当初は助成をしたい、補助をしたといふ考え方で、いろいろ財政当局と折衝いたしたのでございませうが、この点につきましては困難であります。この点で、農林金融公庫の資金わくの中に約三億の資金わくをとりまして、これを低利な金利で農家の方にまわして、かような措置をとつておる次第であります。

○川俣委員 大蔵省と折衝したけれど

も、なか／＼これについての理解を得られなかつたというのであります。やはりこれはこの法案の肉づけとなるものであります。この肉づけなしにこの法律だけをもつて満足し切れないと思つておられます。この法案を用意されると同時に、サイロの補助、助成といふようなことについて当然もつと努力しなければならぬと思つておられます。むしろそういう助成の方向が附帯されて、初めてこの法律が有効に動くのであります。法律を先に出しておいて、それから肉をつけるのだといふ考え方もそれは一応ありますけれども、出たら出つばなしでこの肉づけが足りなければ、これは死物と同じになつてしまつたらどう思つておられます。そこでこういう奨励をされるならば、これはなか／＼盛んになると思つておられます。けれども一時盛んになりまして、この肉づけがなければまた衰微する。大きな国家投資を行つて、最後にはまた二、三年たつて整備しなければならぬといふことになりませう。今まで投資いたしたものがまつたぐむだと相なるわけございませう。そのためにはわすかぐらゐの肉づけを減つておるようでは、ほんとうにこの目的が達成できないと思つておられます。この点についてもう一度所見を伺いたいと思つておられます。

○大坪政府委員 サイロの建設につきましても、これはただいま御意見のありました通り、乳牛を飼育する前提要件をなして参りますので、この点の奨励については、政府といつたしましておるだけの措置をとつて参りたいと思つておられます。従つて財政当局に對してもこれは強く要望せなければなら

ないと思つておられます。従つて評価基準と申しますか、評価額につきましても、従来経験からいたしまして、と、いわゆる融資よりも補助金の方が、たとい金額が少くても、農家に入りやすいといふような状態であるのであります。その点についてももう一度強く折衝して参りたい、かように考え

○川俣委員 その点は局長を信頼いたしまして、将来これに肉づけされるといふ決意のあることをもつて了承いたします。

次に問題になりますのは、北海道のように先進的な畜産家は別でありませうが、将来この法律に基いて相当りつばな活動が農民の間に起つて来るであろうといふことが期待できるのであります。その場合に於ける税金の問題ですが、将来こうした発展を遂げ、そこ

に大きな所得が上つて、その所得に對して課税されるということになります。それは当然なことだと思つておられます。しかしながら今より早く結ぶことになりませうと、やはり本法の趣旨を没却するような結果が現われて来るのじやないかといふおそれもありますので、この点についての免税等に対する見解を、ひとつ御説明願いたいと思つておられます。

○大坪政府委員 日本の現在のような農業事情のもとに有畜農家を奨励して参ります場合に、その導入の当初におきましても、お話がありましたようにしばらくでも無税にせらうといふような措置ができれば、これはもう何よりもいいことではないかと存じます。現在の段階では、まづたく無税にすることは、これは困難じやない

かと思つておられます。従つて評価基準と申しますか、評価額につきましても、従来経験からいたしまして、と、いわゆる融資よりも補助金の方が、たとい金額が少くても、農家に入りやすいといふような状態であるのであります。その点についてももう一度強く折衝して参りたい、かように考え

○川俣委員 今局長の言われるように、免税にすることは一番適当であるけれども、それはなか／＼困難である、そこで課税の基礎となるところの評価の問題について、国税局ごとの善処を望むといふことではあります。なかなかこれは望むだけ、あるいは一片の通牒だけでは、容易に達成できないと思つておられます。現在の徴税の上から言いますと、去年に比べて今年度はどの程度かという大体的なわくをきままして、全体に振り当てるといふことがよく行われがちであります。決してそういう徴税方法でないといふ説明いたしまして、実際は国税局では、去年から物価が一割上つておる、二割上つておるから、全体の収入はどれだけ上るのだという見込みをつけてどん／＼やりますために、局長の言われるような処置は、会談や通牒だけではなか／＼達成できないと思つておられます。もしもそういう意思であるならばよほど努力を要すると思つておられます。さらにその努力を払われる用意があるかどうかお伺いいた

○大坪政府委員 有畜農家を創設する場合の一番大きな問題でありますので、その点につきましては今後大いに努力いたしまして、評価基準が適切であるようにしたいと思つておられます。

○川俣委員 これらの計画が実施せられると、農家の喜びはこれに過ぎたものはないだろうと思ふのであります。が、それと同時に、これだけの計画が実施されると、これから起きて来る加工面の計画がこれに伴つておきます。と、最後の結果を見るのが困難になつて来るのであります。加工に對する考え方について所見をお伺いしたい。

○大坪政府委員 この措置によつて、今後相当わが国の家畜が増加して参る予定であります。その際牛乳の加工あるいは肉の加工等について今後どうするかというところが問題であります。牛乳につきましても、できるだけ集約的に経営いたしました。それに見合つた処理加工工場をつくつて行く、同時に肉につきましても、できるだけ加工工場を増加いたしました。これに對しましては政府資金なり何なりを導入することによりまして、そういう処理加工の施設が間に合わないというところのないように処置して行きたいと思ひます。

○足鹿委員 今加工の問題が出ておられますので、私は関連して局長に二、三お尋ねしたい。今国会に厚生省所管でと畜場法案が提案せられ、われわれも関心を持つておりましたが、農林委員会の仕事に忙殺されておる間に、連合審査のいとまもなく、厚生委員会のみで審議をいたされて、すでに本会議を通過して成立を見ました。前の国会の際にも、またその前からも、同僚の金子君も、この問題は、厚生委員会では長い間努力をされ、私も農林委員会で、機会あるごとにこの問題については当局に強い農村の声を伝えておつた

と思ふのです。ところが今回厚生省から提案をされたあのと畜場法は、少くともわれわれの要望のものとは遠い、十頭程度のものでしようという一つの標準によつて法案ができておる。そういうものではないに、農村の部落の農家組合であるとかあるいは協同組合がきわめて簡単に、少くとも中家畜程度のもので屠殺をして、そうして必要量はこれをたくわえ、あるいは金にかえて行くというような施設というものを、長い間農村は要望して来ておる。この実情はすでに新任の畜産局長も引継ぎ事項等よく御承知の事と思つておりますが、あの厚生省から提案をされた屠場法の改正については、畜産局はどういう態度をおとりになつたのであるか、あの程度のもので農村の要望にこたえたとお考えになつておるのであるか。現在農村の体位の向上が叫ばれ、また総合的な食糧政策という問題が論ぜられ、あるいは農村における食生活の改善が唱えられておつても、山村においては隔つたような魚や、あるいは塩魚を辛うじて食つておる。しかもみずから飼育した牛やあるいは豚や、あるいはやぎは家畜商の手にかかつて屠場に送られ、そうしてさらに肉畜業者の手を経て、高い牛肉や、あるいは豚肉、その他の獣肉となつて、それを買つて食う実情である。従つて家畜の振興をはかるといつても、ただ増産々々といつたのでは、ただちに需給関係が伴つて参りました。生産の過剰となり、すなわち畜産物の下落となつて、農家は仰のけのつばきという結果になる。従つて今日の日本の畜産政策として、また食糧政策の一環としてとらねなければならぬことは、どうし

て農村やあるいは貧困な勤労大衆の間に低廉な畜産物及びその加工物を供給し、食わせるかというところに問題の重点がなければならぬ。それがあつて初めて需給のバランスが立ち、ひいては畜産というものの振興ができると思ふ。これに對して一体畜産局は、どういう対策をとつておいでになるのか。私にはそういう施策の推進については従来畜産局は少し手ぬるいのではないかと考えておりますが、その点についていかようにお考えになりますか、この際承つておきたいのであります。

○大坪政府委員 屠場法の改正の問題につきましても、ただいま御指摘の通り国会を通過いたしておるのであります。昨年の暮れでありましたと思ひますが、厚生省の方から屠場法の改正の協議がありまして、局といたしましていろいろ従来からの民間団体あるいは関係者の御意見を綜合いたしました。向うから参りましたところの案につきましても、検討を加えまして、三、四の初めでありましたか、厚生省と意見がまつた一致いたしました。法案を提出するといふ運びに相なつたのであります。従来から簡易な屠場をつくつてほしいといふことは、ただいま御指摘のように、非常に業界の要望でありますので、このたびは簡易屠場というものを認めることに相なつておるのであります。ここに一番問題になりますのは、簡易屠場というものがどういふ設置基準になるかという問題であるのであります。設置基準の問題につきましても、目下厚生省と交渉いたしておるような次第であります。もう一点は、いわゆる自家屠殺で

ありまして、従前は許可制度でありましたのを今度は届出主義にかえまして、たやすく農家が自家で屠殺でき、こういうような措置をとつて参つた、この二点が大きな改正の眼目であるのであります。同時に政府といたしましては、補助金を四百万円ほど計上いたしました。簡易屠場の設置を奨励して参りたい、かように存じておる次第であります。

○足鹿委員 設置基準については、現在検討中であるということでありまして、その設置基準の大体の要綱的なものはあります。また四百万円程度の補助金という話であります。その四百万円は、その設置基準に關連した予算を裏づけできますか、どういふ性質のものでありますか、もう少しその辺を詳しく御説明願ひたい。

○大坪政府委員 政府の予算で計上いたしておりますのは、この屠場法と直接には関係ありませんが、民間の農業団体の、いわゆる肉の処理工場を助成いたしますために、十工場分として四百万円を計上いたしておるのであります。このと畜場法によりまして、簡易屠場の設置基準につきましては、今いろいろ検討いたしておりますが、厚生省の原案であります。大体四十万円ないし五十万円ぐらいの金額で設置できるような施設といふことで、今厚生省とも話合つておるのであります。それにつきましても、畜産団体その他を集めて御相談申し上げている次第であります。

○足鹿委員 設置基準の内容について、まだはつきり同われなことを残念に思ひますが、その大体の構想といふものは、施設そのものが四十万ないし五十万という規模のものだということだけは明らかになつた。この四十万、五十万というものは、あなたは簡単に言われますが、農民の立場に立つと、相当な大金です。共同作業場をつくるにしましても、切実なる必要に迫られておつても、今日容易にできない実情にある。従つてこれは部落共同作業場なら作業場の横にもよつとしたつけ足しをするとか、あるいはその村の協同組合の施設に附帯して、ちよつとつけ足しをしてやるのかいような、きわめて簡易なものでやつて行くことが私は必要だと思ふ。なるほど、せつかくつくるならば、いいかげんなものではないかぬというお気持はわかりますが、ほんとうに簡易屠場の普及をはかり、農村における自家加工を奨励し、消費を増大し、ひいては農村の栄養を改善し、体位の向上にまで資するといふことになりなすならば、なるべくやかましい規則やその他のものはこれをやめまして、ほんとうに名実ともに簡易にし、しかも農業改良普及員の中に屠殺事務等に精通した者がおるときは、これらを利用して屠殺もさせる、処理もさせるようにしたい、現に大びらではなか、これは言えないことである。しかし、農村にはそういうような事例もないことではない。でありますからあまり法規で縛りつけ、そういうある一つの設置基準で拘束するといふことでは、なか、目的が達成できないのではないかと。そういうふうに私は考えます。その点について、もう少し厚生省に對しても農村の実情をよく連絡をされまして、農村の多年にわたる要望にこたえていただきたい。厚

生省はどちらかというところ、食品衛生とかいうことにはかなりこだわって、こういう農村の実情というものを必ずしもよく御存じないのである。それをあなた方がほんとうに認識せしめられて、問題を具体的に解決していただかないと、せつかくこの法案の改正そのものも趣旨を徹底することが困難になりはしないか、かように存するのであります。周長は、かようにお考えになりますか。

○大坪政府委員 簡易屠畜場の設置基準につきましては、できるだけこれを簡易化するような方向に持つて行きまして、しかも金融公庫の資金をわくによりまして、希望のある農業者の団体その他につきましては、どしどし設置ができるようにして参りたい、かように存じておる次第であります。同時に第九條でありますか、主として自己または家族の食用に供する目的をもつて屠殺いたします場合には、屈出だけで自家屠殺ができるということになっておりますが、その場合に共同的にやることのできるかどうかという問題になります。常識を越えない範囲内におきまして、数人が共同して食用の目的に供する場合には、一人でなくともよろしいということ、その運用をある程度拡げることによりまして、農村における共同的な屠殺を容易にして参りたい、かように存じております。

○川俣委員 この畜産の奨励は、農家経済の改善の上に役立たせることが一つ、もう一つは蛋白質油脂資源の確保ということが大いなのです。そういう意味でももちろん農家経済の改善の上に寄与することも一つであります。こ

れだけの国家投資が行われるといたしますならば、単に農家経済の改善ばかりではなく、一般の国民生活の食糧をある程度確保するということがなければ、これだけの資金の融通は困難であると思う。そこでこれを拡大するといいたしますならば、今問題になつておられますこれらの畜産の処理、加工というものについて、十分な施策がなければならぬと思う。生産に伴つて、これらの目的が当然蛋白質油脂資源の確保にあるといいたしますならば、その処理加工について、もつと徹底した案がなければならぬはずであります。ところがどういふ点については、どうも十分ではないようであります。私から見れば、むしろもつと積極的に、この処理加工について国が二分の一補助をするということによつて、優秀な処理加工場ができるように奨励して行かなければならぬと思うのであります。すけれども、これについての御見解を伺いたい。

○大坪政府委員 今後の家畜の増加の趨勢に對しまして、ただいまお説の通り、畜産物の処理加工の施設の拡充がどうしても必要でありますので、本年度はさしあたり簡易屠畜場として十箇所の肉の処理工場を補助することにいたしましたのであります。その他の分につきましては、農林金融公庫の資金をわくを設定いたしました。これによりまして希望の協同組合その他の加工をやる団体につきまして、低利な資金をまわして参りたいと考えております。

○川俣委員 局長は十箇所くらいなところに資金の融資をいたしたり、あるいは補助をしたいということをもつて得々としておられますが、このくらいな

ことで、十箇所くらいやつただけから畜産局が十分なことをやつているといってお考えは、たいへん間違ひであると思ひます。大体競馬のために、地方の畜産局あたりが繰出で競馬に出て行つておる。畜産の奨励と云うからには、先ほど言つたように農家経済の上の培養、確保の上に大いに寄与することが目的であつて、競馬見物のための畜産ではないと思ふ。畜産という競馬のことには力を入れて、こんなことをやることについてどうも力が足りない。競馬を国営にするくらいだつたら、食糧確保の上から処理工場を国営にするとか、県官の場合には半額、あるいは三分の二を補助するという熱意を持たなければ、競馬だけは国営でいろいろ重要な国民生活の方は十件くらい補助で満足するということでは、ほんとうの畜産農家の奨励なのか、競馬の上に付随しての畜産かといふような誤解を受けると思ひますが、これについての御見解を伺いたい。

○大坪政府委員 私どももいたしまして、十箇所くらいの加工場を補助することをもつて、決して得々としておる次第ではないのであります。これの何倍、あるいは何十倍のものがどうして必要だ、かように存じているのであります。本年度はさしあたり十箇所を助成したい、これはまことに十分な施設でありまして、御指摘の通り今後大いに努力したいと思ひます。

○川俣委員 もう一つお尋ねしたいのですが、競馬と畜産とは今日においてどれだけ関係が深いかどうか、私ども

も疑問がありますので、この際これを明らかにしていただきたいと思ひのであります。

○大坪政府委員 競馬に關します問題はきつめてデリケートな申しですが、含みのある問題であります。競馬が畜産に貢献をしていふということ、間違ひないと思ふのであります。しかしらばどの程度貢献しているかということにつきましては、どの程度というやうな程度問題として、どの程度かはつきり申し上げかねる、こういうことに相なるのではないかと思ひます。

○川俣委員 畜産に寄与しているといふことですが、この法文から見ますと、馬とは書いてありますが、馬の前に乳牛または役肉牛、その次に馬と書いてある。おそらくこの点から見ますと、これは馬という表現の上を見ますと、役牛またはひき馬の意味がこの中に多分に含まれておると私は解釈するのです。乳牛及び役肉牛、それからその次に馬、こう申しておりますが、この馬という意味は競馬馬でないと思ひますが、競馬馬の意味ですか。

○大坪政府委員 その場合の馬は決して競馬馬を意味いたしておりません。と申しますのは、競馬馬の方は単価が全然違いますので、こういうやうな措置ではんでお話にならないといふことに相なるのであります。その点は含んでおりません。

○川俣委員 この畜産の法律と競馬とは何ら関係がないといふことになるので、そうすると畜産とはやはりあまり関係がないといふことになるのではないでしようか。

関係ないと思ひますが、競馬そのものにつきましては、いろいろ馬に親しみを覚えたり、あるいは直接あひうふやうなレースを見ることによりまして馬の知識を深める、こういうやうな意味合いにおきまして相当程度畜産に貢献をしておるのではないか、かように存じます。

○杉村委員 競馬と畜産ということの今の質問に關して伺ひたいのですが、大体競馬というものは、最初は馬事思想を普及するといふ意味から始まつたやうにわれ／＼は記憶しておりますが、その馬事思想を普及するといふことはどういふわけかと言へば、當時は軍國主義であつて、軍馬がたくさん必要であつた。ところが今は軍隊はもろろありません。だから必要ありません。そして役馬、いわゆる使馬といふものとこの競馬に使用するところの競馬馬といふものは、全然馬の性質を異にしておるわけでありまして、競馬馬は農家の役馬にはまづたく不適当なのであります。でありますから今の競馬馬をあひうふやうにいろいろ競馬をやらしていただくことは、私は農家に役馬が多くなつて来れば、あんなことは全然必要がないと思ふのです。今の競馬を畜産に關係があるといふ意味でやらしておくわけなので、つまり今の競馬をあひうふやうなばくちみたいなことをやらしておくと、畜産奨励の意味においてあの競馬をやらしておるのでございませうか。その点を伺ひたい。

○井出委員長 大坪政府委員、明快にお答え願ひます。

○大坪政府委員 この点につきましては農林大臣から直接御答弁した方が適

切かと思いますが、競馬そのものと本
法とは関係がないと存するのでありま
す。また競馬はただいまのお話のよう
な点からスタートして参りましたこと
につきましても、これは事実じやない
かと思つてあります。しかしながら
これを際止るとかどうとかいう問題
につきましても、きわめて大きな問題
でありまして、私から答弁をするこ
とを差控へさせていただきますと思
います。

○安藤(鶴)委員 競馬について局長に
たいへん質問を集中するようでありま
すが、一言お尋ねいたします。この競
馬によつて外貨の獲得の面とか、ある
いは国内における富の増進とかいうこ
とにおいて、何か具体的なことがあり
ましたら、一言お答えを願いたい。

○大坪政府委員 競馬の馬券の売上高
は本年度は大体百二十億を予定いたし
ておるのであります。その中の相当の
数量を外国の人が馬券を買つておると
いうことは、これは事実あるのでござ
います。その金額がどのくらいであ
るか、これは資料は持ち合せませ
ん。従つてその意味合いにおきまして
は、ある程度外貨を獲得しておるとい
うことは言い得るのではないかと、か
うに存じます。

○安藤(鶴)委員 それでは次会までに
この外貨獲得の金額をひとつお調べ願
つて、ぜひ資料を御提出願いたい。

それから国内におけるところの富の
生産について、それはどんなものであ
るか、それをちよつと伺いたい。
○大坪政府委員 ただいま外貨獲得の
資料提出要求であります。それはど
れだけの人間がどれだけ買つたかは全
然わかりませんので、ある程度買つて

おるといふことはわかりませんが、いく
らとおつしやいまして、その点につ
きましては御答弁が不可能であります
ので、お許しをお願いいたしたい、か
うに存じます。

○安藤(鶴)委員 何人が馬券を購入し
たか、調査ができませんから資料は提出で
きないというお言葉であります。そ
れはごもつともであらうと思つ。しか
しながらこれによつて外貨を獲得する
ということ、局長が今その衝に當つ
ておられ、答弁しなければならぬから
言われることであつて、おそらく外貨
獲得という言葉を認めるほどの金額は
ないと思つ。この意味において、いわ
ゆるあの競馬は興味とそうしてばくち
行為、これ以外の何ものも生んでいな
い。富の生産もしくは外貨獲得につ
いて何らの役を勤めておらぬというこ
とを、私ははつきりと認めて、またい
ずれの日かの質問の資料にしておきたい
と思つます。

○川俣委員 今局長から外貨獲得に相
当役立っているという御説明でありま
すが、私どもから見ますと、競馬馬の
ために外貨を支払つておる点も相当大
きいと思つ。おそらく外貨獲得よりそ
の方が大きいのではないかと。これ
は私は別に資料を持つておりませ
んから、大体の見通し、感で申し上げま
しても、おそらく外貨を獲得するより
も失う方が多いと思つ。問題は国管競
馬なのであります。問題は国管競
馬なのであります。私は国会で問題にすべ
きものではないと思つ。一体国管競馬を
やつている以上、これは畜産の上に寄
与するものでなければならぬ。寄与
するものでなければ、国が大きな賭博
行為をみずから行うものでありまし

て、何らか畜産に関係あるというこ
ろにおいて幾分なりとも畜産局におけ
る競馬部というものの存続の理由があ
るのであります。畜産と競馬という
ものは、今までの説明では十分関連が
あるというようには納得ができません
であります。どうしても畜産局の中に
置かなければならぬ、国管競馬でな
ければならぬという主張があります
ならば、その見解をもつと詳細に説明
願いたいと思つ。

○大坪政府委員 国管競馬の問題であ
ります。畜産と競馬をこのままの形
で続けて行くか、あるいは今のまま
ない機構に移して参るかという点につ
きまして、目下いろいろな観点から検
討いたしておるのであります。政府
といたしまして内部で検討いたしてお
るという段階であります。

○川俣委員 私はその検討を聞いてお
るのではなくて、畜産と国管競馬とは
どれほど関連性を持つてゐるか、どう
いう見方をして現在畜産行政を行つて
おられるか、この点の見解を聞きたい
んです。

○大坪政府委員 今の問題につきまし
ては、非常にむずかしい問題でありま
して、現在のところ純益といたしまし
て年間約十一億見当のものが国庫には
んとする純益として納入されておるの
であります。馬券の売上げが百二十億
見当で、そのうち純益が十一億見当に
相なつております。畜産局といたしま
しては、いやしくも競馬を主宰してお
ります以上は、競馬についても真剣に
これが公正な競馬ができるように大
いに努力をいたしたいような次第であ
ります。

○川俣委員 私は別にしつこく食い下
つて局長をいじめようというのではな
いのです。問題はこの法案をめぐる
で、畜産と競馬のあり方について将来
検討しなければいかぬと思つので、畜
産行政とどれだけ競馬が密接な関係が
あるかという点をただしておきたいの
であります。畜産局長がお答えが非常
に困難だといつたすれば、これは大
臣にお尋ねすることにいたしました。
委員長それでは有畜産家創設特別措置
法案については、大臣の御答弁がある
まで、ひとつ採決はお待ち願いたいと思
います。

○井谷委員 酪農のことでありませ
んが、私どもの方では終戦後非常に酪農
を奨励いたしまして、非常に無理をし
てみな乳牛を買つた。ところが乳が安
くなりまして、飼料は高い、乳は安い
というようなことで、最初乳牛を買つ
た者も、これを手離すというふうな段
階にただいまなつていのでありませ
ん。明治製菓が工場を設けて簡易な装
備をしておるのでありますが、聞くこ
ろによつて、乳の値段が安くなる
ということ、外国から乳製品が無制限
に入つて来るために工場は受ける、そ
ういうようなことを工場長は言つてい
たが、そういうようなことがあるので
あるか。さらにまた、輸入しているの
は間違いありませんから、どういふ種
類のものが入つておつて、年間それが
どのくらいの額になつてゐるか。なほ
詳しく言えば、内地で生産しておられ
ます乳製品と、輸入しておられるそれら
との比較をひとつお伺いしたいと思
います。

○島谷説明員 ただいまの御質問にお
答えいたします。乳製品が大量に入り
まして、国内の価格を非常に圧迫して

いるという話がどこかであつたさうで
ありますが、ただいままでのところ昨
年一箇年の実績でございまして、チー
ズにつきましても、例の自動承認制と
申しますか、そういうことで一ころポ
ンドの過剰な関係もあつたかと存じま
すが、数量にいたしまして約百万ポ
ンドの輸入が行われております。これは
国内のチーズの生産額に比較いたしま
すと、ほぼ同量に匹敵いたしております
。ただチーズにつきましても、国内
のチーズの生産技術がまだまだ十分発達
いたしておらぬ関係でありますとか、
それから生産設備そのものが貧弱であ
ります関係であるとか、そういう関係
もあるかと存じますが、この輸入量の
結果、国内の価格を特に圧迫したとい
う事例はなくて、私どもが製造業者の
方々から伺つておるところに比べて
と、むしろ国内のチーズの消費慣習を
拡大するといふ意味で好ましい傾向で
ある。そのうちに国内産に切りかえる
といふ意味におきまして、今までのよ
うな自動承認制に放置しておくと
いうことは、もうそろそろ考えなければ
いかぬ時期であらう、そういうふうな
御見解がそういうふうな関係の筋に
あるようであります。それから、その
他のバター、粉乳等につきましても、
特に計画的な輸入品目として計上し
ておりません。従ひまして、いわば駐
留外国人用と申しますか、ある特定の
販路のために、ある特定の人々が一括
輸入をやつておられるというケースは
ございまして、一般の国内消費に流れ
出るような意味での輸入は、計画的に
外貨割当の面で計上されておりませ
ん。
それからなおもう一つあります輸入

いうことを、あなたは非常にお考えになつておるようですが、もし簡易屠場というものが簡易にできるならば、むしろ自家用屠場のように、皮であるとか、あるいは内臓であるとかいうようなものが、比較的有効に正当価値つけられないような屠場方法よりも、こういうふうな簡易屠場のようなもので、部分的に市場化し、部分的に自家用にもできる、こういう自由の許されたものを比較的数多く安易にできるよりに施策をとる方が、はるかに畜産奨励の上にも、蛋白質資源の自給自足のためにも、いいのであります。これは少し私の方から逆に申し上げる話が多くて、あなたに聞くという面が少いのでありますけれども、これに対して私はそう考へるのですが、畜産局長のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 屠場は非常に省令並びに政令に譲つておる点が多い。これはまことにお話の通りであります。従いまして屠場の設置基準につきましては、省令で規定することになつておりますが、その省令について目下折衝中でございます。ただいまお話のありましたような顕微鏡の問題とか、いろいろの問題が、目下出て参つておるのであります。

次に自家屠殺と屠場の関係であります。お話の通り、簡易屠場をできるだけ増加いたしまして、そこでやることが経済的に見ても、衛生的に見ても、これがまことによいという点につきましては、お話の通りであります。できるだけ簡易屠場を増加して参りたいと思ひます。遠隔の地であるとか、あるいはそういう簡易屠場のない所におきましては、自家屠殺をやつ

て行く、こう考へておられます。○金子委員 この屠場の問題につきましては、もはや相当期間も過ぎておられますから、この際お願いしておきますが、できるだけ早い機会に厚生省と折衝を終りまして、そうして今最後の段階におけるところの省令なら省令によりましたときに、そのモデルを、一体何坪という最小限度のモデルを想定いたしまして、それに対して設備を要するものは、何と何が在る、そうしてそのモデルを評価して、どれだけのものがかかる、こういうことを早くおきめになつて、それをもちつて実際の指導に當つてもらいたい。そうでありませんと、法令の字を書いたことだけで地方へ流して参りますと、地方から申請書を出して参りまして、係官はなかなかやかましいことを言うて解決してくれない。こういうことがありますので、その点をお願いしておきます。

その次にお尋ねしますが、先ほどもこの問題は出たのであります。乳牛資本というものがとかく酪農の上に君臨して、言いかえれば、酪農を乳牛資本が隷属化する、そういうことはこの種の事業に非常に多いのであります。そこでこの隷属化することの一事として、一つは資本力の問題があります。一つは飼料の問題があるのです。かつては大資本というものが飼料独占の形をとつておりましたが、しかし現在は先年の法律によりまして、政府がある程度の飼料に対する支配権を持つておるようでありまして、その法律に依りて飼料の品質改善の法律もでき参りまして、その安定法と、品質改善の二つの法律を適用すれば、ある程度飼料というものは実需者団体を中心

として運用できるよになつておるわけでありまして。飼料を提供して乳を搾るといふ抜き差しならぬ、その状態を押えて行くには、飼料の動かし方も影響すると思ひます。でありますから、今後飼料の配給に対しては、できるだけ実需者を中心にして行くことが、向うの隷属させるための一つの手段であるといふものを、ある程度まで力を削ぐ役割をするわけでありまして、その点について十分留意して、ただだいたいと思ひます。○大坪政府委員 飼料の点につきましては、ただいまお話がありました通り、飼料需給安定法が施行され、また明年一月一日から飼料の品質改善に関する法律が施行せられますので、この二つの法律を運用することによりまして、特に飼料の配給面につきましては、だだいまお話の通りでございまして、需者団体に任せたいと思ひます。○金子委員 次に今の酪農家なり酪農団体というものが、今申し上げておるよりに、とかく大資本の隷属下に置かれやすいという問題に対して、もう一つのことがあるのではありません。それはその畜産農家なり畜産団体の経済力の問題であります。経済力がないから経済力のあるものの支配下に入るといふのが常でありますけれども、その場合これと関連して畜産団体の設立の問題があるのではありません。御承知のように畜産にいたしまして、養蚕にいたしまして、その種の大資本の前に隷属しやすい農業団体というものは、技術

の指導なり、あるいは連絡なりというよな面から行きますと、畜産は畜産、養蚕は養蚕というふうな、ちよとど役所が一つのセクションでわかれておるよりに、わかれただけに便利であるのではありません。便利であるだけにお役所の方々は、とかく自分の方に専属の団体というものをほしがるといふ傾向を持つておるのであります。しかしながらこういう傾向で、末端は一つの総合的な農業経営であります。それがその産業の種目ごと一つの団体がわかれやすい傾向を持つておられます。現在でもそういう動きがあるわけでありまして、指導であるとかあるいは連絡ということには重宝であるけれども、その経済的な基礎といふものは、さなきだに弱い農村の経済力といふものでは、どういふ各種の団体に多くの出資を持ち、しかも自己資本を蓄積するといふわけには行かぬといふことになりまして、技術的には伸展いたしまして、最後の目的である農家経済という面になると、とかく大資本の下に隷属するといふことになりまして、あなたのほうでも最近畜産協同組合をつくらうとか何とかがいふよな、また新しい構想もあるかのごとくとりざたされておられますが、そういう点に対して今どういふふうにお考えになつておられますか。

○大坪政府委員 業界その他いろいろの方面から、畜産組合と申しますか、特別の法律に基く組合をつくつてもいいといふよな要望はあります。しかしながらこの問題につきましては、現存の組合との関係もありませんし、また特にだだいま御指摘のありました通り、組合をたくさんつくります

ことは、その指導力なり、特に経済力を弱める点において決定的なものでありますので、この点はきわめて慎重に検討して行かなければいけないのではないかと、かように存じておられます。○金子委員 今のところその検討はどの程度の結論まで持つておられますか。○大坪政府委員 その点につきましては検討いたしてはいるのであります。どういふ段階と申しますか、いろいろ考へている段階にとどまつておられます。

○安藤(總)委員 関連して。この畜産組合の法制化につきまして、先般予算総会においてわが党の河野議員から農林大臣に対して質問を提起いたしておられます。そのときにおいて農林大臣は、すみやかにその設立の方向に向つて準備を進めるであろう、かような答弁をせられてはいるのであります。しかしとすれば、すみやかにといふ言葉でありますから、この多忙な議事生活中ではあります。相対日限も過ぎて来たことではあります。局長にあるいはその立案方を御下命になりはしないかと思ひますが、その命令を受けられた事実がありますか。いかがでありますか。

○大坪政府委員 これはまづただ政府部内のことではありますので、私から答弁をすることを差控えたいと存じます。

○安藤(總)委員 政府部内のことであるから発表はしたくないとおつしやるのであります。○大坪政府委員 命令を受けているかどうかといふことにつきまして返答をいたしたか、こういうことではあります。

○芳賀委員 関連して。畜産組合の問題は、昨日の委員会において私は局長にそれをただしたわけでありませぬ。法案の中においても政令で定める団体という点に關連して質疑を行つたわけでありませぬ、あのときには實耳に水のようなことで全然そんなことは予見しておらぬということをはつきり言われたのであります。ところがきようは何が安藤委員の質問に対して、非常に苦衷の色があるようでありませぬ、きようときよの情勢の中に変化はないということとを明確に申されませぬか。明確に御答弁ください。

○大坪政府委員 きのうときよには全然態度にいたしても気持ちにいたしてもかわりはありません。もちろんあの有畜農家創設特別措置法の二条でありませぬ、あの中の団体には、今問題になりましたような組合をてんで想像もいたしておりませぬ。その点御了解願いたいと思ひます。

○足鹿委員 関連して。大坪さんはどういふようにお考えになりますか、現在の畜産団体というものは農業団体の中でも最もたくさん、大小無数の団体があり、その中心をなすものは、畜産局である、畜産局の外郭団体的な様相を示したのもたくさんある。そして地方へもやはりその流れが相当及んでゐる。これを一まとめにして畜産組合的な一つの系統組織につくつて行こうという、大体そういう御構想ですか。

○大坪政府委員 畜産関係の団体が何となく多過ぎるということによく言われてゐる問題でありませぬ、私どももいたしましても、あるいはこれは多過ぎはしないか。もう少し団体の数を整理統合いたしました方が、経済力から

いたしましても指導力からいたしましても、団体としていいのじやないかというところは考へておられますが、ただいま御指摘のように、これをまつたく一本にするとかいふような点につきましては、現在の段階ではそう考へていないのであります。

○足鹿委員 現在畜産協同組合という一つの組織があつて、元來これは協同組合の一部門的な立場にあるものが、やはり専門的な事業部門であるから、単独事業連を組織した方がいゝ、こゝういふ気持から、ある総合が事業別かといふ激しい理論の後に、ようやくこれは畜産協同組合として、現在の協同組合に基いて組織ができておるとは、御存じの通りなのであります。

そのときも畜産局は、協同組合の設置にあつては総合連に反対をして、そして畜産協同組合という一つの部門別な事業連をつくる、そういう方針を与えられたのです。これは畜産局です。私はその当時のいきさつを知つておられますが、そういう分裂的な施策を、従来からいづれも畜産局がやつてゐる。そして今また、政府当局の責任においてはあるいは言明はできないか

もしれませぬが、議員立法という形において、前国会においてはすでにその要綱もでき、法律案もでき、現に私ももそれをもちつておる。それをあなた御存じないので、議員立法と政府との関係というものは、直接関係はないでしよう。しかし本委員会でもた

くさんの議員立法をつくつておられますが、これは政府とある程度了解し合つて、そして政府が出しにくい問題であるし、大蔵省に対するいゝな折衝の経過等から、やつたことに対して議

員も好意的にこれを了解して、今までは多くの場合やつておる。この畜産組合法という法案を私は読んでみましたが、要綱も読んでみましたが、大体の趣旨も知つておられますが、畜産局長はその法案の内容なり要綱等については、御存じになつておられますか。なつておるとすれば、いかような御感想を持つておいでになりますか。協同組合の組織とは別に、このようならに事業種目の組合団体をつくつて行くことが妥

当であるとお考えになりますか。まず畜産組合法案の要綱、要綱、そういうようなものについて、御存じになつておるかどうかといふ点からひとつお尋ねを申し上げたい。

○大坪政府委員 農林省といたしまして、畜産組合法の原案と申しますか、そういうものをつくつておられますか、それにつきましては、どういふ内容のものであるか、ただいま御指摘になりました畜産組合法というものは、どの団体あるいはどこから出たものでありますか、ちよつと承知いたしかねますので、少くとも畜産局から出ました畜産組合法ではないと思つておられます。

○足鹿委員 そうすると、畜産局も畜産組合法を御研究になつておるのですか。

○大坪政府委員 団体の問題につきましては、いろいろ検討いたしておりますが、畜産組合法というふうなものにつきましては、まだ具体的な案があるとか、そういう段階に至つておりませぬ。

○足鹿委員 しかし今さうなもの畜産局のものではないとおしやつた。私の見たのは、畜産局であるのかどうか、その出場所は知りませぬ。知りませぬが、とにかく畜産組合法というものは、老大なものができ上つておる、要綱もあるのです。そのものをこらんなつたかどうかといふこととです。畜産局でも別に持つておいでになるかどうか知りませぬが、別なものをごらんになつたかどうかといふこととです。あなた方に覚えのないものであつても、ごらんになつたかどうかといふことをお聞きしてゐるのです。

○大坪政府委員 畜産組合法というものは、どこかの団体で立案をいたしておるのを一応見たような気がいたすのであります。

○足鹿委員 畜産行政のいわゆる組織の問題として、これは重要な問題であります。いわゆる農業会を今から見ると、けなしたり批判したりしてゐますが、やはり戦前における農業団体の濫立を、ある程度一つの強烈な組織にまとめたいという点において、私は意義があると思ふ。ただそれが政府の農政下請機関になり、官僚組織になつたところ

に問題があるのであつて、いわゆる農業団体の組織というものは、なるべく総合的に、かつ強力な経済力を集中し、組織を強化して行かなければならぬ段階だと思ふ。しかるに最近の傾向を見ると、ありとあらゆる部門別

にいろいろなるものができる。種鶏協同組合といふようなものができるかと思へば、いろいろな養鶏組合だ、それ、何だといふわけで、いろいろなものが出てきます。こゝういふ誤つた、種類のうち

の農村指導組織の上における大きな欠陥がある。だれでも専門のものになれれば、自分のことだけを専門にやつてやるからといつて誘ひ水をかけられれば、農民はいついそにそれに乗つてしまふ。ところが事実一人の農民で二十も三十もの組織に乗つておるやうなことで、一体何ができるでしよう。特に今後における畜産の五箇年振興計画とかあるいは十箇年の振興計画とかいふ老大な計画ができました。これを実行に移して行く場合に、今度の法案でも

そうでありませぬけれども、いわゆる都道府県有牛を畜産農家に貸付して行くという構想でありませぬが、そのこと自体には誤りはない。ところが県庁の役人さんが現地へ無計画的に牛を買いに行きますから、殺到したところでは牛の値段が非常に上つて行く。こゝういふことに対しては一つの事業団体である協同組織に、あなた方がもう少し握

握を密にされて、あなた方がもう少し握り適正な価格で農民が新しい家畜の導入に進んで行くことができるように御指導にならなければならぬ。ところが、一方においてはそれは官僚にやらせてゐる。そして現実においては、協同組合法に基く畜産団体というものは、あなた方の畜産局が指導してつく

らせたけれども、これが日本の畜産の組織としてほんとうに權威ある団体であるかどうかといふことは疑わしい。何か飼料のあつせんをやつたりして、辛うじてその団体の命脈を保つてゐる程度ではありませぬか。しかも一方においては、何の会、かんの協議会といつて、畜産団体は多種多様にわかれて

いる。こゝういふことで、はたして畜産行政といふものがうまく行くでしよう

か。どんななりつばな政策をおつくりになつても、これに魂を入れて行くのは、やはり組織と指導体系の問題です。私はこれは非常に大事な問題だから申し上げるのでありますが、そういうところから、ここに卒然として畜産組合法なる亡霊がまた浮かび上つて来ておる。こういうことについては、畜産局としては、過去に自分たちのおとりになつた政策をよく御反省になり、真に農民のためになるような、しかも国の施策が正しく末端に浸透して行くような、正しい協同組織をおつくりになる必要があろうと私は思う。ただ新たな組合を数多くおつくりになることはかりが能ではないと私は考えておりますので、あえてこの機会に申し上げておきたいのであります。しかし畜産当局としては、そういう畜産組合法のようなものは研究したこともない、だれがつくつたか知らないが、そういうものをもちよつと見た程度であるという御言明でありますから、これ以上私は追究いたしません、特にこの問題については、局長の言葉を聞いておりますと、慎重におやりになるようでありますから、この点については慎重を期せられることを特に要望しておきたいと思ひます。

○井出委員長 先刻川俣委員より、競馬と畜産との関連について農林大臣の出席を請求せよとの御要望でありましたが、これは後日に譲り議事を進行したいと考えますが御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めました。議事を進行いたします。

なおただいまの足産委員の御指摘に

つきまして、畜産当局においては十分考慮を願ひます。

これにて質疑は終局いたしました。これより討論に入ることとなりますが、別に討論の通告もありませんから、討論を省略してただちに採決したいと存じます。御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めました。よつてさう決しました。

それではこれより採決いたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

○井出委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○井出委員長 御異議なしと認めました。よつて本案の可決に關連いたしました法律案が有畜農家の創設を發展させるその途上において、より實質的な成果を期待することを促進する意味において、次のような決議を付したいと思ひのであります。

有畜農家創設特別措置法案 政府はかねてより畜産振興の一環として、酪農事業に重点をおいた有畜農家の創設事業を実施し来り、今回これを法制化するため、有畜農家創設特別措置法案を提出したが、酪農の現状をみるに、依然原料乳価は割安であるに拘らず、酪農食品の市価は一般に割高であつて、乳牛の導入はそのまま必ずしも農家経済と国民食生活の改善向上のため十二分なる機能を果たすに至つていない。政府は、かかる事情を率直に認識

し、一面において自給飼料の増産確保、無家畜農家の解消に一段の努力を傾倒すると共に、他面において牛乳生産経済の集約化、酪農に関する農民組織の育成強化、牛乳取引の改善、酪農食品の集团的消費の促進等一連の酪農振興施策確立のための諸般の措置をすみやかに講ずべきである。

右決議する。

○井出委員長 ただいま芳賀委員より提案にかかる附帯決議につきまして、御発言があればこれを許します。

○井出委員長 御異議なしと認めました。よつてさう決しました。なお本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めました。さう決しました。

○井出委員長 次に農業災害補償制度に關する件について、足産委員より発言を求められております。この際これを許します。足産委員。

○足産委員 農業災害補償制度につきましては、小委員会を設けていただきまして、不肖小委員長として六回の会合を開き、かつ研究調査及び参考人の意見聴取等も行って来ておるのであります。またその報告を申し上げる段

階に達しておらないことを御了承願ひたいと思ひます。

この際御承了解を求めておきたい問題がありますので申し上げたいと思ひますが、かねて問題になつておりました農業災害補償法の一部を改正する法律案について、衆議院の出しました原案に対する修正議決と、参議院の態度が食い違ひを生じまして、御承知のごとく両院協議会に付せられることになりましたが、私も委員が決定したのであります。昨日並びに本日両院協議会を開催願ひ審議をいたしました。その結果本日両院の妥結を見ました点がありますので、この際御報告を申し上げたいと存じます。

私も衆議院の修正については、極力その妥当性を主張し、また理由についても、参議院側の了解を求めべく、昨日来努力いたしました。ありますが、参議院側の言分といたしましては、根本において衆議院の態度と相違はない。しかしこの衆議院側の修正点については、ぜひ参議院に同調を願ひたいという強い御発言でありました。昨日は協議が整わず散会をいたしました。昨日午前九時半から衆議院側の打合せを開きまして、衆議院側の提示する農業災害補償法に対する抜本的改正についての三点の申合せをのんでもらえるならば、修正点については参議院側の決定に同調するであろうという態度をきかまして、あらかじめ参議院側に懇談的に交渉いたしましたところ了解を得るに至りましたので、本日の両院協議会で次のごとき申合せをいたしました。

申合せ

農業災害補償法は実施以来五箇年を経過したが、その制度の根本的欠陥と、運営もまたよろしきを得ず農民の要望にこたえがたき実情にかんがみ、両院協議会は左記により農業災害補償制度の行き詰りに対し、抜本的検討をなすことを申し合せする。

一、農業災害補償制度については、その抜本的改正の必要であることとを確認する。

二、政府は昭和二十九年年度水稲を目的として、制度の根本的改廃を行い、農業災害補償に對し完全なる施策を講ずること。

三、衆参両院は農業災害補償制度の完壁を期するため、閉会中もなおその調査を継続し、検討すること。

以上の申合せ案を提示いたしましたところ、満場一致の申合せを決定されましたので、ただちに保利農林大臣の出席を求め、この両院の一致した意見に對して所見を求めましたところ、保利農林大臣は、この趣旨に沿うて善処する旨を確約せられましたので、円満に両院の協議が整ひまして、明白の本会議に衆議院側の議長から御報告になつて態度が決定されますならば、ただちに参議院に送付して参議院議決の通り災害補償法の一部改正法律案は成立する運びになりましたので、この際御報告を申し上げて御了解をいただきたいと存する次第であります。

○井出委員長 ただいま足産委員より御発言のありました農業災害補償法の一部改正案をめぐる両院協議会の経過並びに結果については、御報告の通り了承するに賛成の方は御起立を願ひます。

○井出委員長 御異議なしと認めました。

○井出委員長 御異議なしと認めました。

○井出委員長 御異議なしと認めました。

○井出委員長 御異議なしと認めました。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつてさよう承することにしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

〔参照〕

有畜農家創設特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局